

児童虐待防止のための親権に係る制度の見直しに関する要綱案(案)

第1 親権の効力

1 監護及び教育の権利義務

親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負うものとする。

2 懲戒

- ① 親権を行う者は、第1の1の規律による監護及び教育のために必要な範囲内でその子を懲戒することができるものとする。
- ② 民法第822条の規定中、懲戒場に関する部分は削除するものとする。

第2 親権の喪失等

1 親権喪失の審判

父又は母による虐待又は悪意の遺棄があるときその他父又は母による親権の行使が著しく困難又は不適當であることにより子の利益を著しく害するときは、家庭裁判所は、子、その親族、未成年後見人又は検察官の請求により、その父又は母について、親権喪失の審判をすることができるものとする。ただし、2年以内にその原因が消滅する見込みがあるときは、この限りでないものとする。

2 親権停止の審判

- ① 父又は母による親権の行使が困難又は不適當であることにより子の利益を害するときは、家庭裁判所は、子、その親族、未成年後見人又は検察官の請求により、その父又は母について、親権停止の審判をすることができるものとする。
- ② 家庭裁判所は、親権停止の審判をするときは、その原因が消滅するまでに要すると見込まれる期間、子の心身の状態及び生活の状況その他一切の事情を考慮して、2年を超えない範囲内で、親権を停止する期間を定めるものとする。

3 管理権喪失の審判

父又は母による管理権の行使が困難又は不適當であることにより子の利益を害するときは、家庭裁判所は、子、その親族、未成年後見人又は検察官の請求により、その父又は母について、管理権喪失の審判をすることができるものとする。

4 親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判の取消し

第2の1本文、2①又は3の原因が消滅したときは、家庭裁判所は、本人又はその親族の請求によって、親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判を取り消すことができるものとする。

第3 未成年後見

1 未成年後見人の数

民法第842条の規定は、削除するものとする。

2 未成年後見人の選任

- ① 未成年後見人がある場合においても、家庭裁判所は、必要があると認めるときは、民法第840条に規定する者若しくは未成年後見人の請求により又は職権で、更に未成年後見人を選任することができるものとする。
- ② 未成年後見人を選任するには、未成年被後見人の年齢、心身の状態並びに生活及び財産の状況、未成年後見人となる者の職業及び経歴並びに未成年被後見人との利害関係の有無（未成年後見人となる者が法人であるときは、その事業の種類及び内容並びにその法人及びその代表者と未成年被後見人との利害関係の有無）、未成年被後見人の意見その他一切の事情を考慮しなければならないものとする。

3 未成年後見人が数人ある場合の権限の行使等

- ① 未成年後見人が数人あるときは、共同してその権限を行使するものとする。
- ② 未成年後見人が数人あるときは、家庭裁判所は、職権で、その一部の者について、財産に関する権限のみを行使すべきことを定めることができるものとする。
- ③ 未成年後見人が数人あるときは、家庭裁判所は、職権で、財産に関する権限について、各未成年後見人が単独で又は数人の未成年後見人が事務を分掌して、

その権限を行使すべきことを定めることができるものとする。

- ④ 家庭裁判所は、職権で、②及び③の定めを取り消すことができるものとする。
- ⑤ 未成年後見人が数人あるときは、第三者の意思表示は、その1人に対してすれば足りるものとする。

4 未成年後見監督人

- ① 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、未成年被後見人、その親族若しくは未成年後見人の請求により又は職権で、未成年後見監督人を選任することができるものとする。
- ② 未成年後見監督人についても、第3の2②及び3と同様の規律とするものとする。

第4 その他

1 15歳未満の者を養子とする縁組

法定代理人が民法第797条第1項の承諾をするには、養子となる者の父母で親権を停止されているものがあるときは、その同意を得なければならないものとする。

(注) 民法第806条の3の規定は、1の同意についても適用するものとする。

2 その他

その他関連する規定について、所要の整備を行うものとする。